

役員及び評議員退職慰労金支給規程

2018年9月5日

MF第201800002号

(総則)

第1条 一般財団法人みらい財団の役員及び評議員が退職した場合の退職慰労金の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。

(退職の時期)

第3条 退職の時期は次の通りとする。

- (1) 辞任
- (2) 任期満了
- (3) 解任
- (4) 死亡

(退職慰労金の額)

第4条 常勤役員に対する退職慰労金の額は、それぞれの役職について、次条の規定に基づき定められた退職慰労金算定基礎月額に、それぞれの役職ごとの在職月数（以下「役職別期間」という。）及び第7条に規定する支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

2 第9条の後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、同条第1項と同様に算出した額とする

3 非常勤役員及び評議員に対する退職慰労金は、支給しない。

(常勤役員の退職慰労金算定基礎月額)

第5条 前条第1項に規定する退職慰労金算定基礎月額は、退職時において、現に支給を受けている月額報酬の額とする。

(常勤役員の在職期間の計算)

第6条 在職期間（常勤役員としての通算期間をいう。以下同じ。）及び役職別期間の月数の計算については、選任の日から起算し、暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを一月とする。

(常勤役員の支給係数)

第7条 第4条第1項に規定する支給係数は、100分の20以内とし、評議員会が退職者の業績等に応じて決定するものとする。

(常勤役員で報酬の支給を受けていない者等の取扱い)

第8条 常勤役員で報酬の支給を受けていない者、又は報酬の一部を辞退した者が退職した場合には、その者の在職期間及び功績等を考慮して評議員会の決議により退職慰労金の額を決定し、支給することができるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第9条 常勤役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤役員に選任されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(退職慰労金の支給)

第10条 退職慰労金は、法令によりその退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を現金で直接本人に支給する。ただし本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

2 役員又は評議員が職務上の義務違反により解任されたときは、当該役員又は評議員には退職慰労金は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第11条 前条に規定する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。